

## 令和四年法律第七十五号

### こども家庭庁設置法

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 こども家庭庁の設置並びに任務及び所掌事務等
- 第三章 こども家庭庁に置かれる機関
- 第四章 特別の機関（第八条）
- 第五章 総則（第九条）
- 附則

- 第一節 総則（第三条—第五条）
- 第二節 こども家庭庁の設置（第二条）
- 第三節 こども家庭庁の任務及び所掌事務等

- 第一節 総則（第六条・第七条）
- 第二節 審議会等（第六条・第七条）

- 第一節 総則（第六条）
- 第二節 審議会等（第七条）

3 こども家庭庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 妊産婦その他の母性の保健の向上に関するること。

五 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関すること。

六 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

八 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

九 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十二 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十三 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関することを除く）。

十四 妊産婦その他の母性の保健の向上に関すること。

十五 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関すること。

十六 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の規定による法律（平成三十一年法律第十四号）の規定による一時金の支給等に関すること。

十七 こどもの虐待の防止に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する認定こども園に関する制度に関すること。

十八 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備並びに地域におけることの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。

十九 前二号に掲げるもののほか、こどもの権利利益の擁護に関する法律（他省の所掌に属するものを除く）。

二十 こども基本法（令和四年法律第七十七号）第九条第一項に規定するこども大綱の策定及び推進に関すること。

二十一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子どもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十三 前号に掲げるもののほか、子どもの育成支援（子ども・若者育成支援推進法（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する子どもの安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する災害共済給付に関すること。

二十四 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十五 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十六 こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。

二十七 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する修修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前項に定めるもののほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十六 こども家庭庁は、前項の任務を遂行するに当り、内閣官房を助けるものとする。

(所掌事務)

一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

置に関する法律（令和六年法律第三号）の施行に関すること。

十三 こどもの保健の向上に関すること（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給等に関することを除く）。

十四 妊産婦その他の母性の保健の向上に関すること。

十五 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関すること。

十六 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の規定によるいじめの防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備並びに地域におけることの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。

十七 こどもの保育及び養護に関すること。

十八 こどものある家庭における子育て支援体制の整備並びに地域におけることの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること。

十九 こどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十 こどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十一 こどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十三 こどもの安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する災害共済給付に関すること。

二十四 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定する大綱の策定及び推進に関すること。

二十五 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の規定による大学等における修学の支援に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十六 こどものある家庭及び妊産婦その他母性に関する総合的な調査に関すること。

二十七 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する修修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づきこども家庭庁に属させられた事務にかかるものほか、こども家庭庁は、前条第二項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる一時金の支給等に関すること。

三十六 こども家庭庁に、こども家庭審議会を置く。

前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりこども家庭庁に置かれる審議会等は、旧優生保護法一時金認定審査会とし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。（こども家庭審議会）

**第七条** こども家庭審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じて、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要な事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要な事項に関し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

三 内閣総理大臣又は長官の諮問に応じて、次に掲げる重要な事項を調査審議すること。

イ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項

ロ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他の母性の福祉の増進に関する重要な事項

ハ こども及び妊産婦その他の母性の保健向上に関する重要な事項

四 事項

イ 前号イに掲げる重要な事項に関し内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に、同号ロからニまでに掲げる重要な事項に関し内閣総理大臣又は長官に、それぞれ意見を述べること。

五 次に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

イ児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）

ハ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第一百二十三号）

ホ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

ト 成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく

く提供するための施策の総合的な推進に関する法律（こども政策推進会議）

**第八条** 別に法律の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、こども政策推進会議とする。

2 こども政策推進会議については、こども基本法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

**第四章 雜則**

（官房及び局の数等）

**第九条** こども家庭庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する所とする。

2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づきこども家庭庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

**附 則**

（施行期日）

1 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（号）抄

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これららの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二 及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日  
イからチまで 略  
リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八条  
条、第三十条及び第四十四条の規定

（その他の経過措置の政令への委任）

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（二）（施行期日）  
○四号）  
抄

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二 及び三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日  
イからチまで 略  
リ 附則第二十四条、第二十五条、第二十八条  
条、第三十条及び第四十四条の規定

（その他の経過措置の政令への委任）

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** （令和六年六月二六日法律第六九号）  
抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。